

議員提出第1号議案

道路特定財源の確保に関する意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成20年3月11日

安城市議会議員	細	井	敏	彦
〃	木	村	正	範
〃	近	藤	正	俊
〃	平	林	正	光
〃	土	屋	修	美
〃	石	上		誠
〃	都	築	國	明
〃	松	浦	満	康
〃	石	川	孝	文

- 提案理由 -

この案を提出したのは、国において、地方の道路財源を堅持するよう、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望するため。

道路特定財源の確保に関する意見書

道路整備は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがある。

現在、地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災対策、通学路の整備や開かずの踏切対策などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならない、その費用も年々増大している。

こうした中、現在の道路用財源がなくなった場合、地方においては約9千億円の税収の減が生じ、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6千億円規模の減収が生じることとなる。

こうしたこととなれば、本市では約19億円規模の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるなど、本市の道路整備は深刻な事態に陥ることになる。

さらには、厳しい状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては、地方の道路財源を堅持するよう、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月11日

安 城 市 議 会

議員提出第2号議案

安城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成20年3月24日提出

安城市議会議員	平	林	正	光
〃	木	村	正	範
〃	近	藤	正	俊
〃	細	井	敏	彦
〃	土	屋	修	美
〃	石	上		誠
〃	都	築	國	明
〃	松	浦	満	康
〃	石	川	孝	文

安城市議会委員会条例の一部を改正する条例

安城市議会委員会条例(昭和42年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「出納室」を「会計課」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

- 提案理由 -

この案を提出したのは、市の組織改正により、「出納室」を「会計課」に名称変更するため。